

第26回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2007年6月26日(火) 10:30～11:15

2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階共用643会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、広瀬委員、伊藤委員
内閣府 原子力政策担当室
黒木参事官

4. 議 題

- (1) 平成20年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針(案)について
- (2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号及び5号原子炉施設の変更)について(答申)
- (3) 原子力委員会政策評価部会構成員について
- (4) その他

5. 配付資料

- (1) 平成20年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針(案)
- (2-1) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号及び5号原子炉施設の変更)について(答申)
- (2-2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号及び5号原子炉施設の変更)の概要について
- (3) 政策評価部会の構成員について(案)
- (4) 第23回原子力委員会定例会議議事録
- (5) 第24回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。

それでは第26回の原子力委員会定例会議を始めさせていただきます。

本日の議題は1つが、平成20年度の原子力関係経費の見積りに関する基本方針の案について、2つ目が中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更等について、3つ目は原子力委員会の政策評価部会の構成員について、4つ目、その他でございます。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題、平成20年度の原子力関係経費の見積りに関する原子力委員会としての基本方針を決定したく、案を用意しましたので、ご審議をお願いいたします。

まず、事務局、説明をお願いいたします。

(黒木審議官) 資料の第1号の平成20年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針(案)について事務局からご説明します。

原子力委員会は、原子力委員会設置法に基づきまして原子力関係経費について見積りを、概算要求を各省が行った後にまとめているわけでございますが、それに先立ちまして委員会としての意見を予算に各省反映していただくために、今の段階、概算要求採決の要求の作業、各省が始めるぐらいの時期に基本方針をまとめて、それを指針として各省が作業していただきたいということで、その基本方針をまとめている、まとめて各省庁に提示していくということでございます。

今年度作成する、来年度の概算要求の見積りに関する基本方針が資料の第1号に記載しているところでございます。構成といたしまして、1が基本認識、2が基本方針、3が重点的・着実に取り組むべき事項ということでまとめてございます。

最初に1ページ目、1の基本認識でございますが、冒頭に原子力エネルギー利用技術はエネルギーの安定供給と地球温暖化対策に貢献し、放射線利用技術は学術・農業・工業・医療などに貢献するということを言った上で、原子力政策大綱の基本的目標を紹介してございます。

これを受けて、第2パラグラフではこの大綱の基本目標を踏まえた形で、幾つかの国の計画、具体的には文部科学省の研究開発の推進方策、経済産業省の原子力立国計画、それから閣議決定されました「エネルギー基本計画」「イノベーション25」「21世紀環境立国戦

略」におきまして、安全の核や核不拡散を大前提に原子力の利用を着実に推進するための取組を進めるというふうに規定されているということを紹介してございます。第3パラグラフが、国内の話、第4パラグラフ以降が国際の話を書いております。

第3パラグラフの国内では、原子力発電が基幹電源となっているという状況、その上で核のデータ改ざんなどが多数公表されたこと、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関して、実際に調査の開始に至った地域が概要調査地区の区域の選定に関してはなかったという課題がありますということをお知らせしてございます。

国際社会の方でございますが、新しい動きといたしまして、ウランの取引価格が急上昇して、資源外交が活発化していること、それから日米の原子力エネルギー共同行動計画が策定・合意されたこと、5月に日米仏中露、5カ国によるGNEPの閣僚級会合が開催されたことをお伝えして、その際、共同声明が発したとしております。また、先般のハイリゲンダムでのG8サミットの首脳文書において2050年までに地球規模での温室効果ガスの排出を少なくとも50%削減するということを含め、真剣に検討することが合意されたとしております。

最後のパラグラフで、一方、国際社会におきまして、その各国において原子力安全や核物質防護の強化について、ベストプラクティスが採用されるように働きかけを行うなどの対応の強化の検討が進められているという状況を示しております。これを受けまして、2.の基本方針では以下のような方針を示しています。まず、この認識のもと、原子力の研究開発利用の前提となる安全確保、平和利用、放射性廃棄物の適切な処理などなどの基本的な活動について、PDCAを通じて充実していくことが重要であるということをお知らせしてございます。「特に」の後で、データ改ざんなどの再発を防止すること、高レベルの処分の実施に向けた取組について、強化すべきであるとしております。

第2パラグラフ、第3パラグラフ、第4パラグラフで、短期・中期・長期的観点からの取組を記載してございます。短期的観点におきましては、プルサーマルの着実な推進、MOX燃料加工事業の整備、また設備利用率の向上に向けた取組を充実すべきこと。中期的観点におきましては、次世代軽水炉の開発を積極的に推進すべきであること、原子力の平和的な利用拡大のための国際的な取組や、途上国の原子力発電導入国の基盤整備に対する支援を積極的に推進すべきであること、さらに長期的観点からは、基礎的・基盤的研究開発を引き続き充実すべきであり、先進的な原子力発電技術の研究開発、特にFBRサイクル技術の開発については、原子力委員会が昨年12月に決定いたしました基本方針に従って推進すべきであ

るとしております。また、核融合研究開発につきましても、欧州との幅広いアプローチに関する協定の発効などを踏まえて、引き続き推進すべきであるとしております。

他方において、政策目標の実現の観点から、原子力政策につきまして、選択と集中の観点から法律的にこの政策を推進することが肝要であるということを基本方針としております。

3. 以降に重点的、着実に取り組むべき事項が記載されております。まず、3ページのA. 安全の確保でございます。ここでは、高経年化対策の観点からの安全対策を充実すべきであること、また、耐震設計審査指針の改訂を踏まえた耐震対策について、適切に実施すべきこと、さらに原子力安全研究の推進につきまして、安全委員会の策定しております安全研究計画を踏まえて取り組むべきであることを指摘しております。

B. であります。国民及び立地地域社会との相互理解や地域共生の部分であります。最初のパラグラフでは、国民、地域社会との相互理解活動が一層重要性を増しているとしておりまして、これを踏まえまして、第2パラグラフで広聴・広報活動について、対象の重点化（特に若年層や女性等）や、効果の高い手法の選定・工夫を図り、政府全体として連携して整合的に推進すべきとしております。また、学校教育において、原子力を含むエネルギー教育への支援を一層拡充すべきであること、さらには生涯学習の機会を多様化し、充実していくべきであるとしております。

最後のパラグラフですが、電源立地地域対策交付金制度について、立地地域のニーズに一層対応した仕組みになるよう不断の見直しを行い、改善を図っていくべきとしております。

続きまして、C. に放射性廃棄物対策の着実な推進が書いております。

最初に高レベル廃棄物の最終処分についてでございますが、ここでは先般原子力委員会が見解を取りまとめたところでありまして、これを踏まえたような書きぶりにしてございます。具体的には、国も前面に立った広聴・広報活動、国民等への学習機会の提供、地域及び地域を越えた相互理解促進や地域の発展のあり方の多様なモデルを検討して参考として提示することなど、このような形での相互理解促進に向けた活動の一層の充実を図るべきであるとしております。また、特定放射性廃棄物の最終処分法の改正につきまして、今後必要な措置について着実に講じていくべきであるということや、高レベルの廃棄物や長半減期低発熱放射性廃棄物に関します処分について、研究開発を計画的に推進すべきであるということなどを、これらにつきましても国会審議において付帯決議でも示されていることとございますが、こういうことをしなさいということ。

最後のところで、R I・研究所廃棄物の処分について、合理的な処分方法の確立や規制基

準の策定等、環境整備を実施すべきであるとしております。

続きまして、D. の原子力発電及び核燃料サイクルの戦略的推進です。まず、設備利用率の向上につきまして、定期検査計画の最適化を可能にすることや、計測器の精度向上などによって、定格出力の上昇に取り組むことなどを期待するとしております。

第2パラグラフでございますが、2030年以降の基幹電源としての次世代軽水炉の開発についてです。国際競争力を有する次世代軽水炉の開発を計画的に実施すべきであるという指摘をしております。また、新型遠心分離機の開発を含むサイクル技術の高度化について着実に取り組むべきであるとしております。

次のパラグラフに、高速増殖炉サイクルの実用化に向けた取組についてでございますが、昨年の委員会決定の基本方針に従って推進すべきであるとしております。最後のパラグラフですが、ウラン資源確保を目的とする民間事業への支援を実施しなさいとしております。

次にE. の放射線利用技術についてであります。最初に、放射線利用技術の拡大は国民との相互理解が重要であって、そのための活動を充実する必要があるとあって、特に食品照射については昨年の原子力委員会の専門部会の検討結果に基づいて、その取組を推進すべきとしております。また、放射線医療分野についてであります。重粒子線がん治療装置の小型化、医療技術に関する研究開発を進めるべき等としており、また、この先端医療技術の医療現場の導入については、既存の診療との比較による有効性や費用対効果などの評価を行うとともに、放射線医療分野の専門家の育成・確保に努めるべきであるとしております。

最後に、量子ビーム施設について、立地地域の産業界において活用が進められるよう、一般業者による施設の利用や、複数の施設の横断的利用などについて環境整備を着実に進めなさいとしております。

F. の国際社会への対応であります。ここでは第1パラグラフの中ほどであります。発電所建設への我が国の産業の参加を促進するなどの環境整備への取組、それから、アジアにおける人材育成、発電所導入国の基盤整備への協力といった戦略的な取組を、RCA、INPROなどの多国間の枠組みや二国間の枠組みを通じて推進すべきとしております。

第2パラグラフでは、核燃料サイクル確立と我が国の政策について、海外への情報発信を一層効果的となるように充実しなさいとしています。第3パラグラフで、さらにとということ、国際機関における活動に積極的に参加するとともに、GIF、INPRO、GNEPなどへの参加を通じて、核不拡散、原子力安全、核セキュリティを確保した上で、第4世代原子炉や中小型炉開発の国際協力を積極的に進めるとともに、相互に利益が得られるような国

際協力や政策対話、専門家交流を推進するとともに、必要かつ適切な場合に二国間原子力協定の策定作業を進めていくとしています。併せて、核不拡散体制の維持強化や、原子力安全の確保を図るために、IAEAの保障措置活動や原子力安全、核セキュリティ活動など、国際社会の取組に積極的に貢献していくべきとしております。

G. も、将来に向けた原子力分野における科学技術の推進と人材の確保でございます。

最初のパラグラフには長期的視点に立って、核工学、炉工学、材料工学などの基礎的・基盤的な研究開発から、技術システムの実用化を探索する研究開発、さらには水素製造を含む革新的原子力技術等の技術システムを実用化するための研究開発を並行して進めることが大切だとしております。核融合研究開発については計画的に推進するとともに、さらに大型の研究施設設備については民間などへの供用を着実に推進されるべきであるとしています。その際に、ナレッジマネジメント（知識経営）の重要性に留意することや、人材確保のための取組を行いなさいと。特に人材の育成・確保については、新規の原子力発電所の建設機会の減少や、少子高齢化の進展などを踏まえて、その育成・確保に計画的に取り組むことが重要であるとし、人材需要動向を勘案しつつ、長期的な観点から若手の育成を図るなど、人材育成確保に向けた取組を進めるべきであるとしております。

最後の8ページと9ページに、重点的に取り組むべき事項につきまして、全部で21項目でございますが、箇条書きにしております。ちなみに、昨年度からの違いは、新たに加わったのが8ページの上から9番目の新型遠心分離機の開発促進、それから8ページの下から3つ目のG I F、I N P R O及びG N E Pなどを通じた国際協力の推進の、その2項目が昨年度の基本計画から変更した部分でございます。

以上です。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。これを委員会の基本方針とすること、いかがでございましょうか。

はい、伊藤委員。

(伊藤委員) いろいろ細かく見るともう少しこうした方がいいかなと思うところもありますが、大筋からいけば、原子力開発、事業開発、研究、どれをとっても時間軸あるいは空間の広がり、分野の広がり、いずれも大変大きく長いものである、これも短期的とか中期的とか長期的とか観点で分かれておりますが、いずれも短期と言ってもこれは例えばMOXの加工工場が短期的の中に入れてはありますが、これ見てみれば、振り返ってみれば過去半世紀、平和利用を始めてから半世紀で今、やっと六ヶ所再処理工場が最終段階にきているというこ

とで、非常に長い時間軸の中で今、短期的というふうにとらえられて、もうそこへ迫っているからということで、そういう意味で、やはり常に長期的などっしりと腰を落ち着けた視点がこういう予算、視点配慮に欠かせないということは自明だと思います。そういう意味で、その重点とか着実とか濃淡つけてありますが、これは当然のことながら、今のようどういう時期にあるか、どういう環境の中にあるかで濃淡はつけられるのは、資源配分上これはもうしょうがない、当然であると思いますけれども、常に忘れてならないのはやはりこういう非常に時間的にも空間的にもあるいは分野的にも非常に広い、大きな広がりを持っているものであるということを忘れないで着実に、そういう視点でやっていくという意味で、委員長おっしゃる細かい意味ではいろいろと言いたくなることはありますが、全体、大筋としては非常に適切なものであるなというふうに思っております。

(近藤委員長) ありがとうございます。松田委員。

(松田委員) 私は、これで、重要なことは過不足なく網羅されていると思います。特に、安全の確保と核不拡散を大前提に取り組んでいくことをきちっと表明し、「放射性廃棄物の学術研究の推進」と、「国民及び立地地域の相互理解」、それから最後に「啓発・広報活動を政府全体で連携をしながら、整合的に推進していく」ことが盛り込まれていること、重要と感じております。原子力政策が大きな、ある意味で飛躍をする時期にきていると思うのですが、この飛躍のためには国民の方々の理解を得なければいけないわけですし、そこに残された課題に対して挑戦していくことも重要です。この基本方針を踏まえて、各省庁が、意欲的で具体的な予算要求を構想されることを期待しております。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。私、文章でいくつか気になるのですが、一つは、6ページの一冊下、原子力安全・核セキュリティを確保した上に、とあるところ、これは研究開発だから、原子力安全、核不拡散、原子力安全、核セキュリティ等の一層の向上に貢献する第4世代炉や、とすべきではないでしょうか。核セキュリティ等を確保した上で、国際協力を進めるというのは、ロジカルじゃない。

(黒木参事官) そうですね。

(近藤委員長) もう1つは7ページの水素製造のところ。ここは長期的観点から基礎・基盤的研究開発が重要と言うところ、例えば材料科学や水素製造技術の探索などを入れて内容を具体的に表現してほしいと注文したのですが、水素製造を含む革新的原子力技術等の技術システムを実用化するための研究開発を並行して進めていくことが大切であるとしてしまうと、

これは基礎基盤的研究開発を超えています。これはほとんどFBRの研究開発の説明に使う言葉ですね。水素製造のR&Dの位置づけがこうなってしまうと、皆さん困るんじゃないの。

(田中委員) 随分と踏み込んだなという感想です。

(近藤委員長) 全体を基礎的・基盤的研究開発とくくってくればいいんです。材料工学等、さらに水素製造を含む革新的原子力技術等の技術システムの実現性を探索する研究開発等の基礎的基盤的な研究開発を着実に進めていくことが大切であると。

(黒木参事官) いまここで、変更内容を確定しますか。読み上げますと、長期的視点に立って、今後とも核工学、炉工学、材料工学等、さらに水素製造を含む革新的原子力技術システムの実用性を……

(近藤委員長) 実現性。

(黒木参事官) 実現性を探索する研究を含む基礎的基盤的な研究開発を着実に進めていくことが大切である。

(近藤委員長) そうそう、そういうこと。

(黒木参事官) はい。わかりました。

(近藤委員長) それでは、ほかに。

はい、田中委員。

(田中委員) 最後の項目21項目については、昨年と比べて余り目新しさはないわけですが、実際には基本認識から全体の本文の中には、今の時代を、今年の状態をにらんだ、いろいろな意味が行間に含まれていますので、こういったものをよく熟読玩味していただいて、よい予算要求を出してもらうように各省庁にお願いしたいと思います。それをまた秋によく見させていただいてということにさせていただければなと思っています。

(近藤委員長) ありがとうございます。

なお、最後に要約的に項目を並べているのは冗長なのですが、最近はこのように視覚に訴える整理が重要と言うことで、入れてあります。私は、こういうやり方は、行政当局の創造力といいますか、オリジナリティの発揮を阻害するんじゃないかとためらいを感じないでもないのですが、皆様のご意見に従って、このようにしてあります。

もうひとつ、これは確認ですが、5ページの一番上の方の、RI研究所等廃棄物の処分について方法とか規制基準の整備と書いてあるけれども、最大の問題は制度整備です。去年度ほとんど実現しようかというところまでいっているわけで、このことについては後ろの項目一覧の方で、環境整備としているところ、これが委員会として重要課題と考えているところ

だと思うのです。そういうつもりでこのように書いてあるということでもよろしいですね。念のため確認しておきたいと思います。

ほかに。広瀬先生、よろしゅうございますか。

それではいま行いました修正をいれたものをもって、委員会の基本方針とすることを決定したいと思いますが、よろしいですか。

はい。それでは、そういうことに決定し、これを行政庁にお伝えすることにします。ありがとうございました。事務局、それでよろしいですね。

(黒木参事官) はい。今後のスケジュールですけれども、本日決定いただいた紙を関係省庁に提示をしたいと思います。その後、概算要求が8月末ですのでその前に、昨年と同じようにまた、構想段階でどういう概算要求を行うのかというのを概要のお話を原子力委員会で聞いていただいて必要なコメントを出していただくという方向で、ちょっと予算時期忙しい中、委員会、それから関係庁も忙しい中ですが、その方向で進めたいと思います。

(近藤委員長) はい。よろしくお願いします。では、ありがとうございました。

では、次の議題に入ります。次の議題は、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更についての諮問に対する答申案の審議です。まず事務局から資料の説明をお願いします。

(黒木参事官) はい、資料は2-1号及び2-2号でございます。

中部電力の浜岡原子力発電所、4号機にプルサーマルを行うということで、諮問いただいたのは昨年12月に経済産業大臣から諮問をいただいております。原子力安全委員会の方で答申を先日行いましたので、原子力委員会においてもその答申を行いたいということでありまして、その内容につきましては、資料の第2-2号、これは昨年12月の保安院の方から説明があった変更の概要の資料で簡単にご説明いたします。

ページめくっていただきまして、2ページの2に変更の概要が記載されております。この最初の(1)がウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の採用ということでありまして、これ5つの発電部のうち、4号炉において燃料集合体764体のうち、約3分の1強の最大312体を装荷するということでもあります。このMOX燃料集合体については、高燃焼度の8×8燃料で、235濃縮度が約3.0wt%相当以下に調節したものですということでもあります。(2)に、このMOX燃料採用に伴う変更ということで、これは5号炉が既に1から5号炉の共用の燃料取り扱いに関する施設になってございまして、既に共用施設となっている燃料取替機やクレーンや燃料プールなどなどについて、今までの燃料に加え、4号炉のMO

X燃料の取り扱いができるようにしたいということ。それから、キャスクの置き場、これが1から5号炉の共用の施設になっておりますが、従来の使用済燃料などに加えまして、MOXの新燃料の装荷や使用済燃料の輸送容器の一時保管をする施設として使いたいという変更でございます。資料の2-1が答申になっておりますので、ちょっと読み上げたいと思います。

(大塚主査) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号及び5号原子炉施設の変更)について。

1. 法第24条第1項第1号、平和利用について。本申請については、原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと。発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間は発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと。海外において、再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないことから、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当であると。

2. 法第24条第1項第2号、計画的遂行について。本申請については、ウラン資源の有効利用を目的とするものであり、原子力発電を「基幹電源に位置付けて着実に推進していくべき」、また「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本的方針とする」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること。発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること。本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質(ウラン)については、長期購入契約等により計画的に確保することとしており、核燃料物質(プルトニウム)については、使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムを利用していくとしていること。発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないことから、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号、経理的基礎に係る部分。本申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。このことから原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

(黒木参事官) 表紙の委員長から経産大臣にあての部分につきましては毎回同じでございますので、省略させていただきました。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。本件、内容的にはすでにこの会議で審議してものと類似のもので、当委員会が検討すべき新しい課題はないと判断して、このような原案を作成したところですが、この答申案をもって、経産大臣に答申することによろしゅうございますか。

はい、それでは、そのように決しました。ありがとうございます。

では、次の議題に移ります。次は、政策評価部会の構成員についてご審議頂きます。まず、事務局から資料の説明をお願いします。

(黒木参事官) はい。資料の第3号になります。

政策評価部会におきましては毎回テーマを政策評価を行う部分に対して審議いただいておりますが、現在原子力と国民地域社会との共生に関する政策分野について、ご審議を行っていただいているところでございます。この審議を担当する専門委員につきまして、別紙のとおり指名するという委員会決定をしていただければということでもあります。別紙を読み上げます。

「原子力と国民地域社会の共生」担当の専門委員。

井川陽次郎、読売新聞東京本社論説委員。

河瀬一治、全国原子力発電所所在市町村協議会会長。

末永陽一、青森大学総合研究所所長。

辰巳菊子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事、環境委員長。

新田義孝、四日市大学環境情報学部教授であります。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。本件につきましては、既にこのテーマで政策評価部会が2回にわたって開催され、この方たちに有識者として議論にご参加いただいているわけですが、3回目にしてようやく委員として発令ができる準備が整ったということで委員会として正式に決定したいということです。これらの方を専門委員として発令してよろしゅうご

ございますか。

(「はい」という声あり)

(近藤委員長) それでは、そのように決めます。ありがとうございました。

それではほかに。事務局、何か議題はありますか。

(黒木参事官) ほかに議題はございません。

(近藤委員長) はい。委員の皆様の方で何か発言のご希望、ございますか。よろしゅうございますか。

はい。それでは、きょうはこれで終わりますか。事務局から次回予定をお願いします。

(黒木参事官) 次回の第27回の定例会議は来週7月3日10時半から虎ノ門三井ビルの方で開催いたします。ちょっと場所の変更がございますので、よろしく願いいたします。

それから、毎月第一火曜日に原子力委員会は定例会終了後にプレスの方々の懇談会を開催しておりますが、次回の7月3日が第一火曜日に当たりますので、懇談会を開催したいと考えております。委員の先生、それからプレスの関係者の皆様におかれましてはご参加いただければと思っております。以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。では、きょうはこれで終わります。

—了—